

平成28年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と平成28年度の見通し

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが残り、本年4～6月期の実質GDP（国内総生産）成長率が年率換算で前期比1.2%減となっている。

また今後、地方においては、超高齢社会の到来による社会保障関係経費の増加や人口減少による税収の減、合併算定替えの終了による地方交付税の縮減等により、厳しい財政運営を強いられることが懸念されている。

こうした状況にあって、本市においては、地方創生・人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけ、「地方版総合戦略」および「地方人口ビジョン」を策定するとともに、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現に向けて、現在策定中である次期総合計画と「新・県都『あきた』改革プラン」（第6次秋田市行政改革大綱）を引き続き市政運営の両輪としながら、全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

平成28年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、法人市民税が景気の緩やかな回復を見込み増加するものの、個人市民税や固定資産税の減少により、全体では0.8億円の減を見込んでいる。また、地方交付税は、総務省の概算要求において前年度に比べて減となることに加え、合併算定替えの特例期間の終了に伴い、段階的な縮減がさらに進むことから、27年度当初予算と比較して7.6億円の減額が見込まれる。この結果、27年度当初予算同様、財源不足を補填するために、財政調整基金・減債基金から10.0億円を取り崩しても、歳入一般財源が前年度に比べて減となるなど、厳しい財政運営となることが想定される。

歳出（一般財源ベース）では、人件費や公債費が減少することから、義務的経費は、27年度当初予算と比較して9.8億円減少する見込みである。一方、政策経費では、限られた財源の下、地方創生・人口減少対策および本市の成長を実現するための新成長戦略事業に要する経費について予算を優先的に確保する必要がある。

以上の歳入歳出の見通しを踏まえると、経常経費および新成長戦略事業以外の政策経費に配分する一般財源の削減は避けられない状況であり、将来にわたり健全な財政運営を維持していくためには、より一層、選択と集中による予算配分を推進する必要がある。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、未だ不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応が必要である。

第2 予算編成の基本的な考え方

平成28年度当初予算編成においては、前述の財政見通しを踏まえ、市民生活に必要なサービス水準を保ちつつ、地方創生・人口減少対策に取り組むため、以下の考え方により、財源の効果的・効率的な活用に取り組むこととする。

1 最重要課題への対応

人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけ、新しい仕事づくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくり、子どもを生き育てやすい環境づくりなどに取り組むとともに、老年人口の増加を踏まえた本市独自の視点として、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくりに取り組むため、予算を重点配分する。

2 行革大綱と総合計画の推進

(1) 行革大綱の推進

「新・県都『あきた』改革プラン」に掲げた取組を着実に実施し、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するよう、最大限の努力をする。

(2) 総合計画の推進

「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」を目指し、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する。

戦略1	地域産業の振興と雇用の創出 I ビジネスチャンスをとらえた産業の創出 II 力強い農業経済活動の創出 III 正規雇用拡大等による雇用の質の向上 IV 秋田港を活かした環日本海貿易の促進
戦略2	芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上 I 芸術文化によるまちおこし II トップスポーツへの支援 III 観光振興とセールス・プロモーションの強化
戦略3	豊かな自然を活かした環境立市の確立 I 秋田らしい環境共生スタイルの発信 II 市・事業者・市民の協働による循環型社会の構築 III 新（省）エネルギー設備の導入拡大 IV 環境関連産業の育成・創出
戦略4	子どもを生き育てやすい社会づくり I 支えあいによる子ども・子育て支援 II 子どもの安全安心の確保 III 若い世代の希望の実現
戦略5	いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり I 生涯を通じた健康づくりと生きがいの推進 II 高齢者の多様な能力の活用 III バリアフリー化の推進 IV 高齢者の移動手手段の確保 V 多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりの推進

3 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、部局内での優先順位を精査するとともに、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、必要性、有効性、経済性、効率性の観点から、その妥当性等を十分に検証すること。

また、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、スクラップアンドビルドを基本に財源を捻出すること。

4 通年型予算の徹底

歳入に繰越金と基金繰入金を計上し、新成長戦略事業を含む政策経費にかかる一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。

したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

5 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上につなげるという観点から新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

6 市債の抑制

市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において市債発行の抑制に努めること。

第3 予算要求方法

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

2 経常経費

(1) 経常経費については、**部局枠配分**を行う。一律削減額を一般財源ベースで前年度比 $\Delta 5.0\%$ としたので、部局枠配分額の範囲内で予算要求をすること。

(2) 27年度から供用を開始した新規施設の管理経費については、**一件査定**を行うので、実績等を踏まえ、要求額が過大とならないよう十分精査すること。

3 政策経費（新成長戦略事業）

(1) 新成長戦略事業は、行政経営会議において新成長戦略事業に位置づけられた事業を基本とし、**一件査定**を行う。

(2) 新成長戦略事業にかかる一般財源所要額は、**30億円**（前年度比12.6億円増）を見込んでいることから、本市の成長を促進する事業の企画立案を積極的に進め、予算要求すること。

(3) 行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

4 政策経費（新成長戦略事業以外の政策経費）

- (1) 新規事業については、一件査定を行う。
- (2) 継続事業のうち、市長公約事業および新たに政策的判断を必要とする事業は、一件査定を行う。
- (3) 企業会計等への繰出金および除排雪経費については、一件査定を行う。
- (4) (1)、(2)、(3)以外の政策経費については、部局枠配分を行う。一般財源の削減率を前年度比△20.0%と見込んでいることから、事業部局の裁量により部局内の事務事業の優先順位を考慮し、効率化・重点化を図りながら予算要求すること。

5 部局経営努力分の設定

- (1) 枠配分を超えた削減を実施した部分又は広告料収入等で新規財源として獲得した部分については、「部局経営努力分」として設定し、原則単年度で一件査定事業の中から充当先を各部局が選択できることとする。
- (2) 部局が選択した事業については、その内容の精査を経て、優先的に採択を行う。
- (3) 事業部局が選択した事業が採択されない場合は、部局が要求してきた他の事業について、優先順位を考慮した上で、採択を行う。

6 今後の日程(予定)

予算案提出期限	平成27年11月4日(水)
財政担当査定	平成27年11月5日～11月下旬
財政課長査定	平成27年11月下旬～12月下旬
企画財政部長査定	平成28年1月上旬～1月中旬
市長査定	平成28年1月中旬～1月下旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、これまでも受益と負担の適正化に基づく見直しを行ってきたが、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上にあたっては十分注意すること。
なお、交付税措置がある市債であっても、事業内容や将来の本市財政に与える影響等を踏まえ、適正な規模とするための調整を行う。
- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるほか、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ等による新規財源の獲得に向け、積極的に取り組むこと。

- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、「秋田市未利用公有財産利活用指針」に基づき、売却や利活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、見積もりを行うこと。

特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。

- (2) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果等を十分に精査し、明確な基準の下で予算要求すること。

また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。

- (3) 委託料については、積算根拠や委託手法等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。

特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替を積極的に進め、切替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。

- (4) 市有施設については、必要性、事業効果等を総合的に検証し、財産の売却、譲渡、転用、廃止を積極的に進めること。

- (5) 複数年にわたる施設の改修等を行う場合は、概算の計画額を盛り込んだ全体計画を作成した上で、予算要求すること。

- (6) 予算の流用については、原則として認めない。そのため、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。

- (7) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官・担当官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もりを行うこと。

- (8) 既存システムの改修や新たなシステム調達など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、「ICT推進担当課長との事前協議について」（平成25年8月1日付け情統第89号）および「情報システム開発・改修に伴う適正な事務執行について」（平成27年7月7日付け総号外）に基づき、ICT推進担当課長と事前協議を行うこと。

- (9) 特別会計および公営企業会計への繰出金については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。

3 資料等について

予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じ別途送付する。